

明治十四年太政官布告第六十三号（褒章条例）

明治十四年太政官布告第六十三号（褒章条例）

明治十四年太政官布告第六十三号（褒章条例）

明治十四年太政官布告第六十三号（褒章条例）

明治十四年太政官布告第六十三号（褒章条例）

明治十四年太政官布告第六十三号（褒章条例）

明治十四年太政官布告第六十三号（褒章条例）

明治十四年太政官布告第六十三号（褒章条例）

（別紙）

第一条 凡ソ自己ノ危難ヲ顧ミス人命ノ救助ニ尽力シタル者又ハ自ラ進デ社会ニ奉仕スル活動ニ從事シ徳行顯著ナル者又ハ業務ニ精励シ衆民ノ模範タルヘキ者又ハ學術芸術上ノ發明改良創作ニ關シ事績著明ナル者又ハ教育衛生慈善防疫ノ事業、學校病院ノ建設、道路河渠堤防橋梁ノ修築、田野ノ墾闢、森林ノ栽培、水産ノ繁殖、農商工業ノ發達ニ關シ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナル者又ハ公同ノ事務ニ勤勉シ労効顯著ナル者又ハ公益ノ為私財ヲ寄附シ功績顯著ナル者ヲ表彰スル為左ノ六種ノ褒章ヲ定ム

紅綬褒章

右自己ノ危難ヲ顧ミス人命ノ救助ニ尽力シタル者ニ賜フモノトス

綠綬褒章

右自ラ進デ社会ニ奉仕スル活動ニ從事シ徳行顯著ナル者ニ賜フモノトス

黃綬褒章

右業務ニ精励シ衆民ノ模範タルベキ者ニ賜フモノトス

紫綬褒章

右學術芸術上ノ發明改良創作ニ關シ事績著明ナル者ニ賜フモノトス

藍綬褒章

右教育衛生慈善防疫ノ事業、學校病院ノ建設、道路河渠堤防橋梁ノ修築、田野ノ墾闢、森林ノ栽培、水産ノ繁殖、農商工業ノ發達ニ關シ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナル者又ハ公同ノ事務ニ勤勉シ労効顯著ナル者ニ賜フモノトス

紺綬褒章

右公益ノ為私財ヲ寄附シ功績顯著ナル者ニ賜フモノトス
本条例ニ依リ表彰セラルヘキ者團体ナルトキハ褒状ヲ賜フ

第二条

右自ラ進デ社會ニ奉仕スル活動ニ從事シ徳行顯著ナル者ニ賜フモノトス

第三条

右自ラ進デ社會ニ奉仕スル活動ニ從事シ徳行顯著ナル者ニ賜フモノトス

第四条

右自ラ進デ社會ニ奉仕スル活動ニ從事シ徳行顯著ナル者ニ賜フモノトス

第五条

右自ラ進デ社會ニ奉仕スル活動ニ從事シ徳行顯著ナル者ニ賜フモノトス

第六条

右自ラ進デ社會ニ奉仕スル活動ニ從事シ徳行顯著ナル者ニ賜フモノトス

第七条

右自ラ進デ社會ニ奉仕スル活動ニ從事シ徳行顯著ナル者ニ賜フモノトス

第八条

右自ラ進デ社會ニ奉仕スル活動ニ從事シ徳行顯著ナル者ニ賜フモノトス

第九条

右自ラ進デ社會ニ奉仕スル活動ニ從事シ徳行顯著ナル者ニ賜フモノトス

第十条

右自ラ進デ社會ニ奉仕スル活動ニ從事シ徳行顯著ナル者ニ賜フモノトス

第十一条

右自ラ進デ社會ニ奉仕スル活動ニ從事シ徳行顯著ナル者ニ賜フモノトス

第十二条

右自ラ進デ社會ニ奉仕スル活動ニ從事シ徳行顯著ナル者ニ賜フモノトス

第十三条

右自ラ進デ社會ニ奉仕スル活動ニ從事シ徳行顯著ナル者ニ賜フモノトス

第十四条

右自ラ進デ社會ニ奉仕スル活動ニ從事シ徳行顯著ナル者ニ賜フモノトス

第十五条

右自ラ進デ社會ニ奉仕スル活動ニ從事シ徳行顯著ナル者ニ賜フモノトス

附 則（昭和三十一年一月二二日政令第七号）
この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成十四年八月一二日政令第二七八号）
この政令は、平成十五年五月一日から施行し、改正後の規定は、平成十五年十一月三日以後の日付をもって授与される褒章から適用する。